

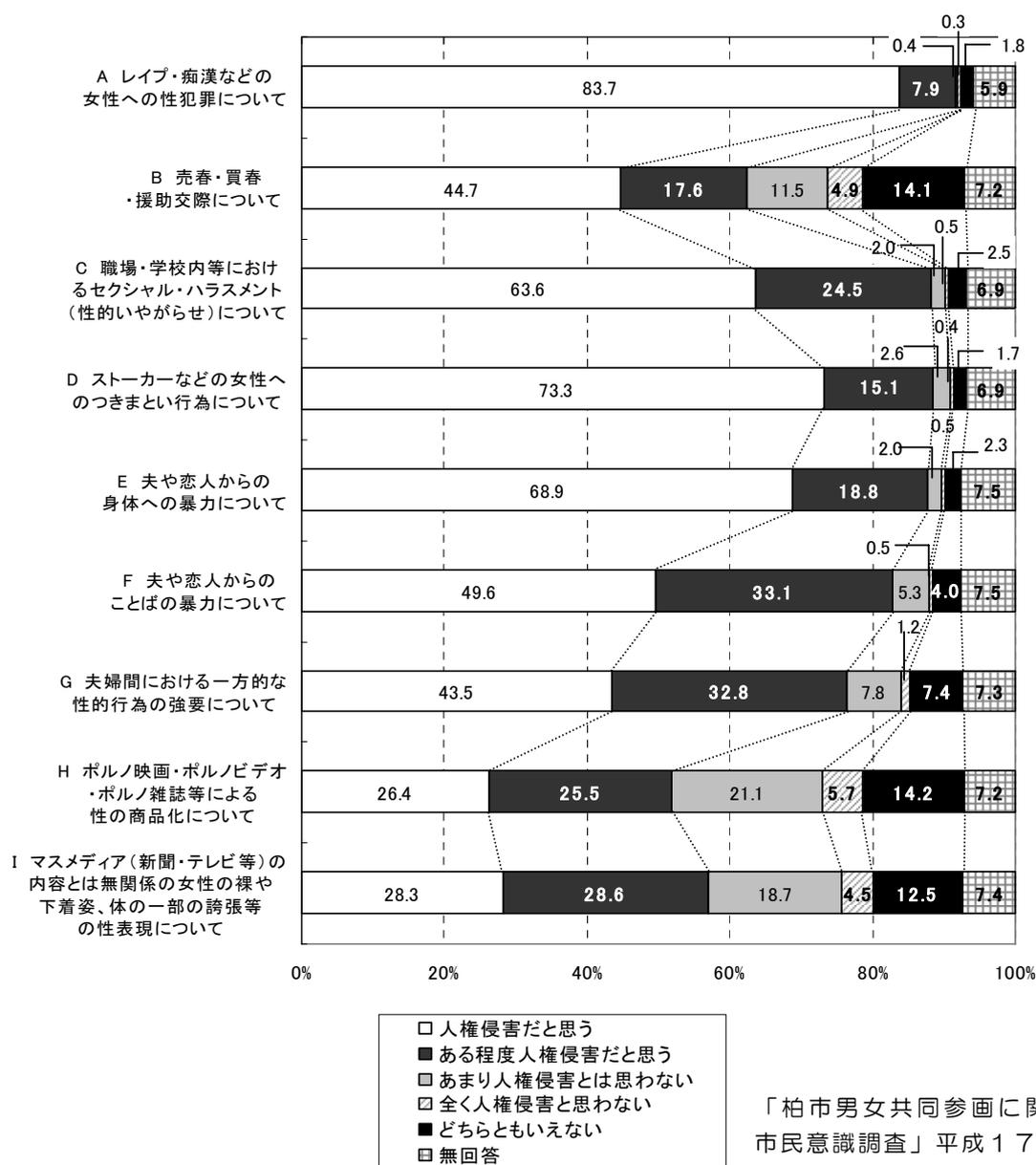
### 第3章 基本計画

#### 基本課題Ⅰ 人権（女性の人権及び性を尊重する）

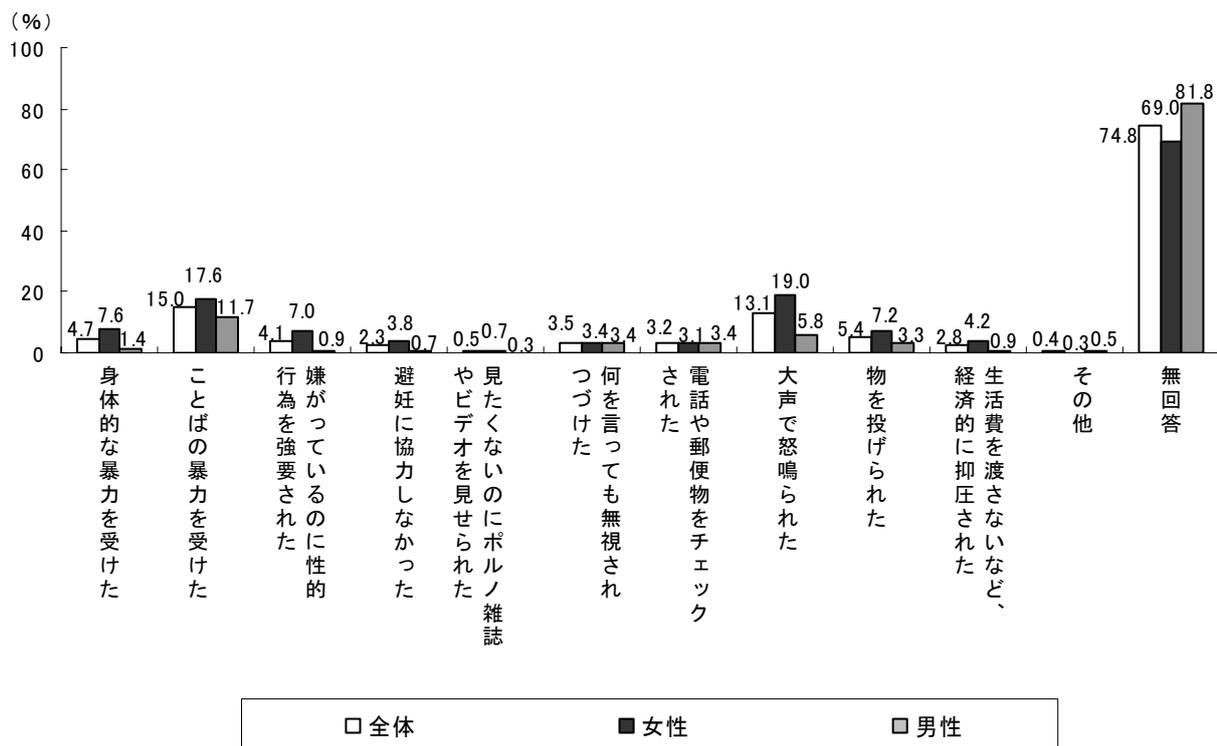
##### 目標1 女性の人権を尊重するための環境づくり

【現状と課題】ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）、ストーカー行為、性犯罪、売買春、人身取引等の女性に対する暴力は、これまで潜在していたことから、問題として認識されにくく、社会の理解も不十分で個人的な問題とされてきました。平成17年度の市民意識調査では、女性に対する暴力を人権侵害としない回答がみられます。また、男性の1.4%、女性の7.6%が配偶者等からの身体的な暴力を受けた経験があると答えています。平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16年改正）が施行されてから、DVに関する相談件数は増加傾向にあります。

問 女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことですか



問 配偶者や恋人などのパートナーからどのような暴力行為を受けましたか（複数回答）



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成17年度

女性に対する暴力は、性別役割分担や経済力の格差、上下関係など社会構造に根ざしたものであり、社会問題として把握し対処しなければなりません。暴力は人権侵害であり、その対象の性別、間柄、公的・私的領域を問わず、決して許されることではありません。

国際社会においても、諸外国の貧困や飢餓がもたらす女性問題・女性への暴力など、世界の女性がおかれている状況を知り、その地位向上のため支援していくことは、男女平等を推進する上でとても重要です。

また、メディアからの情報が行動や意識に与える影響は大きく、その情報の中には、女性の性の商品化、性・暴力表現、性別役割分担意識に基づく表現等が少なくありません。メディアにおける女性の人権の尊重を推進していく必要があります。そのためには、メディア・リテラシーの育成も不可欠です。

男女平等の視点に立って、女性の人権を尊重するための環境を整備する必要があります。

#### ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人など親しい関係にある男性から女性が受ける暴力等をさして言います。肉体的な暴力だけでなく、妻の行動を制限するとか暴言を吐くなどの行為も暴力にあたります。

#### セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、人目にふれる場所へのわいせつな写真などの掲示なども含まれます。

#### メディア・リテラシー

新聞、ラジオ、テレビ、映画、雑誌などから発信される情報をそのまま受け取るのではなく、批判的な視点をもって解釈し、理解すること。また、メディアを活用し、自分の考えを表現することをいいます。

| 施 策                        | 具 体 的 な 施 策  | 担 当 課   |
|----------------------------|--|---|
| <p>(1) 女性に対するあらゆる暴力の排除</p> | <p>①相談体制の充実<br/>女性に対するあらゆる暴力を排除するため、暴力の被害を受けた女性が安心して相談できる窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の充実<br/>法律相談 人権相談<br/>女性のこころと生き方相談<br/>女性相談</li> <li>・相談員の知識・対応技術の向上</li> <li>・関係機関との連携強化<br/>警察 病院<br/>配偶者暴力相談支援センター<br/>民間グループ</li> <li>・DV加害者の相談に関する情報収集</li> <li>・広報等による情報提供</li> <li>・職員対象のセクハラ相談窓口における迅速な対応</li> </ul> <p>②DV被害者への支援<br/>被害を受けた女性の緊急一時保護や自立へ向けて、関係機関との連携のもとに支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護事業の充実<br/>緊急避難支援及び緊急一時保護<br/><br/>民間一時保護施設への支援</li> <li>・保護施設等との連携</li> <li>・被害者の自立支援<br/>就業相談等</li> </ul> <p>③人権尊重と女性への暴力防止に関する広報、啓発<br/>女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのため、暴力の実態を把握するとともに、広報、意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム、情報紙等による啓発</li> <li>・暴力に関する意識調査</li> </ul> | <p>広報広聴課<br/>男女共同参画室<br/>児童育成課<br/>関係部署<br/>関係部署</p> <p>男女共同参画室・広報広聴課<br/>関係部署<br/>人事課</p> <p>児童育成課・男女共同参画室・関係部署<br/>男女共同参画室<br/>児童育成課・男女共同参画室<br/>児童育成課・男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室<br/>男女共同参画室</p> |

|                             |   |  |
|-----------------------------|---|--|
| <p>(2) メディアにおける女性の人権の尊重</p> | <p>① 広報・出版物等における表現の見直し<br/>市の広報・出版物等において性別役割分担意識に基づく表現を使用していないか見直します。<br/>・ 広報・出版物等における男女平等の視点に立った表現の使用<br/>・ ガイドラインの作成と活用</p> <p>② メディア・リテラシーの育成<br/>メディアから提供される情報を男女平等の視点から判断する力をつけるためにメディア・リテラシー向上のための学習機会を提供します。<br/>・ メディア・リテラシー向上のための学習機会の充実</p>  | <p>広報広聴課・関係部署<br/>男女共同参画室</p> <p>男女共同参画室</p> |
| <p>(3) 国際社会における男女平等の推進</p>  | <p>① 諸外国の女性問題の情報の収集及び提供<br/>諸外国の女性問題やその取組・支援策について情報を収集・提供します。<br/>・ 情報の収集及び提供</p> <p>② 市内の在住外国人に対する支援<br/>日本人との婚姻や就労により来日した外国人女性に対し、生活情報の提供、離婚問題・配偶者の扶養義務拒否等に関するアドバイスや相談窓口の紹介をします。<br/>・ 外国人のための相談窓口の充実</p> <div data-bbox="545 1279 1129 1518" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>あなたができること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力を受けたり、聞いたらすぐに身近なところへ相談を</li> <li>・ メディアチェックをしてみましよう</li> </ul> </div> | <p>男女共同参画室</p> <p>国際交流室</p>                  |